

広報

うわじまちくしょうぼう

第78号

宇和島地区消防本部
宇和島地区防火協会
<http://www.119.uwajima.nanpu.or.jp/>

春の火災予防運動

3月1日(火)～3月7日(月)

「無防備な心に火災がかくれんぼ」

【住宅防火いのちを守る7つのポイント】

- 3つの習慣
 - 1 寝たばこは、絶対やめる。
 - 2 ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
 - 3 ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 4つの対策
 - 1 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
 - 2 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防炎品**を使用する。
 - 3 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
 - 4 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。



平成27年中の火災・救急速報

火災概況



救急概況

平成 27年中に宇和島地区管内で発生した火災は34件で、前年の36件に比べ2件の減少となっています。これは、昨年に引き続き広域消防発足(昭和54年)以降最少の火災件数となっています。火災種別では、建物火災21件、林野火災2件、車両火災3件、船舶火災1件、その他火災7件となっています。出火原因では、たき火5件、電気機器4件、放火3件などとなっています。

取り付けましたか？住宅用火災警報器

住宅用火災警報器は、消防法及び火災予防条例により、**すべての住宅に設置が義務付けられています**。設置する場所は、**寝室及び階段(寝室が2階以上にある場合)**です。**台所は設置の義務はありません**が設置することをお勧めします。詳しいことはお近くの消防署までお問い合わせください。



平成 27年中の救急出場件数は4,697件で、前年に比べ302件減少し、搬送人員は4,411人で281人減少しています。

事故種別では、最も多いのが急病で3,238件、次いで一般負傷705件、転院搬送376件、交通事故260件などとなっています。

救急出場件数は平成25年をピークに減少していますが、救急車で搬送された人の約43%は軽症の患者さんです。救急車の数には限りがあり、本来、救急車の必要な重篤な患者さんのところへ救急車が出場できなくなる可能性がありますので、救急車の適正利用をお願いします。



下記の総務省消防庁ホームページのWEBサイトをご覧ください。救急車や医療機関を適正に利用してください。



IPU附属幼稚園幼年消防クラブ・婦人防火クラブ結成式

平成28年1月15日に環太平洋大学短期大学部附属幼稚園に当管内16番目となる幼年消防クラブ、15番目となる婦人防火クラブが結成されました。当日の式典では、防火まといが贈呈され、防火法被を着た幼年消防クラブ員は「防火のちかい3つのお約束」を大きな声で復唱し、「防火のうた」を元気よく歌いました。また、保護者の方で構成された婦人防火クラブ員による防火宣言も行われました。今後は、防火パレード・防火広報などで活躍が期待されます。



NBC災害対応合同訓練

NBC災害とは... N (nuclear) 核、B (biological) 生物、C (chemical) 化学物質によって起こる災害を言います。このような災害では、通常の災害対応に加え救出救護や診療に携わる者の防護や患者の除染などが必要になります。

平成 28 年 2 月 10 日に宇和島市丸山公園陸上競技場で宇和島消防署、松山市消防局高度救助隊、愛媛県消防防災航空隊などと合同で NBC 災害対応訓練を実施しました。今回の訓練は、宇和島市内の倉庫で有機溶剤が漏えいし複数の従業員が眼、鼻、喉の痛みを訴えているとの想定で行われました。訓練では宇和島消防署と松山市消防局高度救助隊が連携し、要救助者の救出訓練、愛媛県防災航空隊による上空監視、また昨年、応援協定を締結した宮本商会によるマルチコプターを使用した情報収集連携訓練を行い、災害時の応援体制の確立、連携の強化を図りました。



昭和 24 年 1 月 26 日に法隆寺金堂壁画が焼損する火災があったことから 1 月 26 日は「文化財防火デー」と定められており、このような火災から文化財を守ることを目的に宇和島市でも、関係機関が協力し 1 月 22 日には伊達博物館、26 日には宇和島城で防火訓練が行われました。伊達博物館の訓練では、消火、避難、通報訓練に加え、重要文化財「豊臣秀吉画像」をはじめとした美術品類を博物館内から搬出する訓練を行いました。また、宇和島城の訓練では、屋外消火栓による放水やバケツリレーでの初期消火訓練が行われ、その後通報により到着した消防隊による放水及び水幕ホースでの放水を行いました。

文化財防火デー

伊達博物館

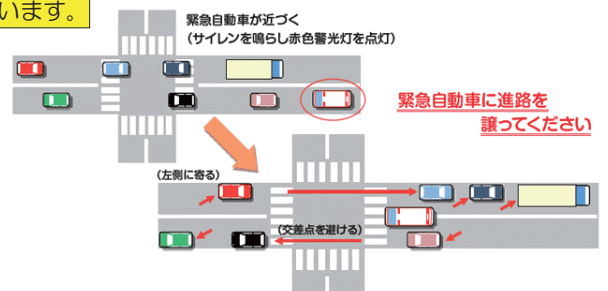
宇和島城



消防自動車や救急車の緊急走行に対するお願い

道路交通法では、緊急自動車が接近してきた場合の対応が、次のように定められています。

- 交差点又はその付近の場合
交差点を避け、道路の左側（一方通行の道路において左側に寄ることが緊急自動車の通行の妨げとなる場合は道路の右側）に寄って一時停止しなければならない。
- 交差点又はその付近以外の場合
道路の左側に寄って、緊急自動車が道路を譲らなければならない。



緊急自動車がより安全に通行するためには、一般車両の協力が不可欠です。ご協力よろしくお願いします。